



全、安心に暮らせる共生社会を実現するために、外国人の人権に十分に配慮しつつも、ルールにのっとって外国人を受け入れ、そして同時に、ルールに違反する者には厳正に対処することが非常に重要であり、これが基本原則であると思っております。これが達成できなければ、入管行政をお預かりする者として、その責任を全うできないというふうな思っております。

そして、先ほど来、委員からは様々な角度からの御指摘をいただいております。収容者の医療の問題であったり、仮放免中の医療やお仕事のことであったり、仮放免、いろいろ御指摘をいただいたわけですが、様々な御意見が世の中にいっぱいあるということは私もよく承知をいたしております。

ですから、私としては、やはり、ルールに違反する者への厳正な対処、それと同時に人権への配慮、この両面が両立できるように、きちんと全うできるように、そのためには、制度全体が一体として適切に機能する、そういう姿がなければ実現することができません。

したがって、真に庇護すべき者を確実に保護するという要請と、送還忌避、長期収容問題を改めなければならぬ、解決しなければならぬ、そのための法整備が必要であるということ、は、一体のものとして、制度一体の見直しを図ることによって与えられた責務を全うしていきたいというふうな思っております。

法令に違反し、法令に基づく手続の結果、退去強制が確定した外国人は速やかに日本から退去することがやはり原則であるということは改めて申し上げたいと思います。

○山田(勝)委員 ありがとうございます。先ほど鈴木委員の質疑の中でも、ウクライナの難民の皆さんに対して積極的な支援を法務省始め政府がやられていることは大変素晴らしいことです。なぜウクライナだけなのでしょう。同じような境遇で日本に逃れてきた外国人の方々はたくさんいらっしゃいます。そういったところにも目を

を向けるべきだし、生活支援を行っていくべきではないでしょうか。

大臣の先ほどのお話、よく分かります、お立場は。しかし、私が何度も言っているように、収容されている外国人の方々、帰りたいくないんじゃない、日本はそもそも難民の認定の制度自体に大きな問題がある。〇・四％しか。国際的にも問題視されている。このことを改善することがまず初めに必要なことではないでしょうか。

現行の仮放免の仕組みに固執し、外国人の方々を苦しめ続けても、一向にこの問題は解決されません。母国へ帰すことにこだわり続けるのではなく、外国人労働者として私たちの社会にいま一度受け入れ、一定期間、再チャレンジの機会を与え、運用の見直しを行ってはいかがでしょうか。それこそが、古川大臣が所信で述べられた、外国人の方々とその真の共生ではないでしょうか。

以上、強お訴えさせていただきます、時間になりましたので、質疑を終わります。ありがとうございます。

〔井出委員長代理退席、委員長着席〕

○鈴木委員長 次に、階猛君。

○階委員 今の山田委員の質問に関係して、ちょっと順番を変えて伺いたいと思います。

私、今の、在留資格を失って退去強制手続を経た、そして仮放免になつていて人が就労できないという問題なんですけれども、根本的には、そもそも安い賃金で長時間労働をさせ放題させておいて、それでいたたまれなくなつて逃げ出して、在留資格を失つたりして、在留資格を失つて仮放免になつて、これまでさんさん働かせてきた割には、一旦在留資格を失うと、全く働けなくなる、まさに御都合主義ではないかというふうな思うわけですね。

この問題を根本的に解決するためには、大臣も今、勉強会をされていますよね。特定技能や技能実習に係る大臣勉強会というのをされていると伺っておりますけれども、特定技能や技能実習の

制度の見直し、これをやらなければ、今の山田委員のような問題がより深刻化してくると思っております。

ですので、まず大臣に、この件に関して、勉強会をされて、どんな問題意識を持たれているのかということからお尋ねしたいと思います。

○古川国務大臣 お答えいたします。まず、今、勉強会についてお触れいただきました。これは法務省内において、特定技能、技能実習制度に係る法務大臣勉強会というものを設けておいて、これまでもこの勉強会、検討を重ねてきておるわけです。

これは、御存じのとおり、特定技能の入管法や技能実習法、その法律の中に見直し規定がありまして、ちょうどその時期に当たっているということもありません。きちんと勉強して、見直すべきものがあればきちんと見直すべきである、そういう考え方の下にスタートいたしました。そして、各界各方面、いろいろな角度からの御意見を承りながら、今鋭意この検討を進めているところであります。

そこで、今の時点で明確に、論点はこれとこれというように形で具体化して、今の成果をここで御紹介する、そういう段階には正直今至ってはいないのですけれども、一点だけ私から、率直に、私が今胸のうちに、これは結論ではありませんが、お断りしておきますけれども、しかし、現在、私の胸にあることをこの場で一つ御紹介をさせていただきますとすれば、まさに今、階委員から御指摘をいただいたような問題意識、つまり、この制度の見直しのみでは、やはりこれは根本的な解決に至らないのではないか。同時に、在留資格の在り方であるとか、難民制度あるいは難民認定の申請の在り方であるとか、あるいは、送還忌避、長期収容問題、こういう様々な分野における問題が相互に関連し合つて、そして、非常に様々な方面から御指摘やお叱りを受けるような、こういう事態も生まれているのだらうと思いま

す。この際、私は、改めたいと思っております。よりよいものに、あるべき姿にできるように、思い切つて、これは改革をするチャンスが来ていると思っております。それは、法律に見直しの時期というものがあつただけではありません。やはり社会的にもその時期を迎えている。そして、その際、委員が先ほど御指摘をいただいたように、その部分だけを見るのではなく、全体的な姿を見渡しながら検討することが非常に重要だという感想を持っております。

○階委員 非常に考え方として正しい方向を向いているなというふうに思いました。それで、もう少し入管法について、ちょっと質問の順番が変わりますが、尋ねていきたいんです。

入管法改正案、御案内のとおり、昨年廃案になったわけですが、再提出を検討されているということ、今大臣がお話されていたように、我々も、入管法の世界だけではなく、特定技能とか技能実習も含めた外国人政策全体について幅広く検討して、解決策を法案という形で出すべきだということを考えております。

そういう中で、入管法改正案については、再提出いつぐらいになるのか、あるいは、昨年からの内容は当然変わるべきと我々は考えていますし、大臣も多分そういうお考えもあると思うんです。が、もし変えるということであれば、昨年の内容から変えるということであれば、どういうことを考慮してその変える内容を考えていくか、この時期と考慮すべき要素、この二点についてお答えいただけますか。

○古川国務大臣 先ほど、勉強会において、申し上げたような問題意識を持ちつつ、精力的に検討を進めているということは御紹介したとおりです。しかし、具体的な法案ということになりますと、その具体的な内容であるとか時期ですとか、こういうものを今の時点で予断を持って申し上げ

ることは非常に難しくございます。  
○階委員 内容まではともかくとして、考慮すべき要素というのはあると思うんですね。昨年のは、多角的な視点から問題点を整理して、そしてまとめたものでありまして、私は、この調査報告書というものは、やはりこ

に、まずは起きた事案に対して、きちんと公正公平に取りまとめられたものだという認識を持っておりまして。  
そして、その中で示されております十二項目、改善すべき項目ということで挙げられておりますけれども、まずは、迅速に、着実にこの十二項目を全て実施するのだということできずと取り組んできておりますし、かなりの部分、今それが実施できているということ考えております。

しかし、この調査報告書で示された十二項目全てで、もうこれで十分だということを示し上げていくつもりはありません。私も就任をして早い段階からずつと申し上げておりますとおり、いわゆる入管行政全般にわたって、どこかやはり欠けているもの、足らざるものがあるのだろうというふうに思っておりますし、改めなければならぬものであれば、それは誠実に、勇気を持って改めべきだというふうには一貫して思っておりますし、入管職員も結束して、私とともに今取組を進めてきております。

このような、やはり不断の努力をもって改善するんだ、こういう意思を持ちながら取り組んでいくのは、これは御理解をいただきたいと思っております。  
○階委員 まずできること十二項目ということを取り組んでいらつしやるということはお聞きしていますし、その御努力は多としたいんですが、一方で、十二項目では十分だと言つてもいいまいと思っております。つまり、法改正を経なければいけない部分もあるというふうな考えております。

その関連でいうと、昨年の入管法改正案、これは、政府案が出た後、この場で審議をする中で、最終局面では与野党間で真摯な修正協議を行ったわけですが、そのときの、どういった協議が行われたかというのを二ページ、三ページ目あたりに資料としてつけさせていたいただいておりまして、大きく十項目から成るんですけども、全部について取り上げることではできませんので、少し大臣にも認識していただきたいものを何点か取り上げたいと思っております。

一つ目は、いわゆるスリーアウトルール、難民認定手続中の送還停止の例外事由である三回目以降の申請というのを、我々は、これはおかしなところ、削除すべきだということを示し上げ、それに對して、与党の皆さんからも打ち返しがあつた、今のところ、修正協議の進捗状況としては、私どもの方から、申請に対し、難民又は補充的保護対象者の認定を行うべき理由に係る資料を提出できないものというふうな、二ページの右側、上の段の方に書かせていただいておりますが、要は、三回目以降の申請であっても、難民申請の認定を行うべき理由に係る資料を提出した場合に、スリーアウトルールは当たりませんよ、スリーアウトルールにひつかりませんよというのが、我々から提案し、かつ、与党の方からも、私の認識ではおおむね了解を得ていると思っております。

これは、全くもって理由がないというんだつたら、三回目であろうが、これはもうしょうがないと思うんですけども、やはり、何がしかの理由があつて申請しているのであれば、三回目以降も認めていいのではないかと、送還停止効を認めていいのではないかと、大臣、見解をお願いいたします。

○古川国務大臣 前回の入管法改正案の審議のときに、修正協議といいますが、与野党間で様々取り取りが行われたということは聞いてはおります。詳細については、私は直接、詳しく把握はしておりませんが、国会において与野党が協議をして、一定の合意、成果を求めて合意を得る、これは非常に大事な、大きな意義のあることでありまして、法案提出者である政府側として、そのような国会の御判断は重く重く受け止めるべきではないかというふうな思っております。

○階委員 はいと呼ぶ。  
法案の具体的な内容ということになりますと、私も今ここでお答えすることは非常に難しくなるわけですが、そうではなくて、一つの考え方に対してお答えをさせていただくとするならば、昨年提出した法案では、送還停止効が難民認定申請者の法的地位の安定を図るために設けられるものであることに鑑み、既に二度にわたり申請者についてはその例外としていた、こういうことではございません。

現行入管法上、送還忌避、長期收容問題の解決は喫緊の課題でありまして、運用上の工夫のみではこれを解決することは困難であるということから、送還停止効の例外や監理措置制度を設けるなどの法整備が必要だということで、この改正案になつておつたわけですが、そのような現状認識であります。

先ほども申しましたけれども、法務省としては、改めるべきところは改める、よりよい入管行政を目指すのだ、そういう姿勢を持って、この法案についても今後検討を進めていきたいと思っております。

先ほども申しましたように、制度全体の適正化ということには非常に重要な視点である。そういう視点を持ちながら、様々な御意見にも耳を傾けながら着実な検討を進めたい、こういうことではございません。

○階委員 是非、ここはもう一步のところだつたと思つておつたわけですね。スリーアウトルールについてどこで折り合えるかというところ、もう一步のところだつたんです。是非、ここについてはまた、我々の意見などもちよつと参考にして、よい制度にしていただければと思つた。

○古川国務大臣 お答えいたします。  
昨年三月に発生をいたしました名古屋事案、ウイシユマ・サンタマリさんが亡くなった事案ですけれども、これは本当に、本当にあつてはならない残念な出来事でありました。そして、二度と、二度とこういうことを起こしてはならないという決意の下に、その後も私もその緊張感を持って仕事を進めております。

まず取りかかったことの一つは、この委員会で、も累次にわたつて議題にされておりますとおり、調査報告書をまとめたわけですが、これは、医師や弁護士など外部識者も交えて、できるだけ客観的な資料に基づいて、多角的な視点から問題点を整理して、そしてまとめたものでありまして、私は、この調査報告書というものは、やはりこ

に、まずは起きた事案に対して、きちんと公正公平に取りまとめられたものだという認識を持っておりまして。  
そして、その中で示されております十二項目、改善すべき項目ということで挙げられておりますけれども、まずは、迅速に、着実にこの十二項目を全て実施するのだということできずと取り組んできておりますし、かなりの部分、今それが実施できているということ考えております。

しかし、この調査報告書で示された十二項目全てで、もうこれで十分だということを示し上げていくつもりはありません。私も就任をして早い段階からずつと申し上げておりますとおり、いわゆる入管行政全般にわたって、どこかやはり欠けているもの、足らざるものがあるのだろうというふうに思っておりますし、改めなければならぬものであれば、それは誠実に、勇気を持って改めべきだというふうには一貫して思っておりますし、入管職員も結束して、私とともに今取組を進めてきております。

このような、やはり不断の努力をもって改善するんだ、こういう意思を持ちながら取り組んでいくのは、これは御理解をいただきたいと思っております。  
○階委員 まずできること十二項目ということを取り組んでいらつしやるということはお聞きしていますし、その御努力は多としたいんですが、一方で、十二項目では十分だと言つてもいいまいと思っております。つまり、法改正を経なければいけない部分もあるというふうな考えております。

その関連でいうと、昨年の入管法改正案、これは、政府案が出た後、この場で審議をする中で、最終局面では与野党間で真摯な修正協議を行ったわけですが、そのときの、どういった協議が行われたかというのを二ページ、三ページ目あたりに資料としてつけさせていたいただいておりまして、大きく十項目から成るんですけども、全部について取り上げることではできませんので、少し大臣にも認識していただきたいものを何点か取り上げたいと思っております。

一つ目は、いわゆるスリーアウトルール、難民認定手続中の送還停止の例外事由である三回目以降の申請というのを、我々は、これはおかしなところ、削除すべきだということを示し上げ、それに對して、与党の皆さんからも打ち返しがあつた、今のところ、修正協議の進捗状況としては、私どもの方から、申請に対し、難民又は補充的保護対象者の認定を行うべき理由に係る資料を提出できないものというふうな、二ページの右側、上の段の方に書かせていただいておりますが、要は、三回目以降の申請であっても、難民申請の認定を行うべき理由に係る資料を提出した場合に、スリーアウトルールは当たりませんよ、スリーアウトルールにひつかりませんよというのが、我々から提案し、かつ、与党の方からも、私の認識ではおおむね了解を得ていると思っております。

これは、全くもって理由がないというんだつたら、三回目であろうが、これはもうしょうがないと思うんですけども、やはり、何がしかの理由があつて申請しているのであれば、三回目以降も認めていいのではないかと、送還停止効を認めていいのではないかと、大臣、見解をお願いいたします。

○古川国務大臣 前回の入管法改正案の審議のときに、修正協議といいますが、与野党間で様々取り取りが行われたということは聞いてはおります。詳細については、私は直接、詳しく把握はしておりませんが、国会において与野党が協議をして、一定の合意、成果を求めて合意を得る、これは非常に大事な、大きな意義のあることでありまして、法案提出者である政府側として、そのような国会の御判断は重く重く受け止めるべきではないかというふうな思っております。

○階委員 はいと呼ぶ。  
法案の具体的な内容ということになりますと、私も今ここでお答えすることは非常に難しくなるわけですが、そうではなくて、一つの考え方に対してお答えをさせていただくとするならば、昨年提出した法案では、送還停止効が難民認定申請者の法的地位の安定を図るために設けられるものであることに鑑み、既に二度にわたり申請者についてはその例外としていた、こういうことではございません。

現行入管法上、送還忌避、長期收容問題の解決は喫緊の課題でありまして、運用上の工夫のみではこれを解決することは困難であるということから、送還停止効の例外や監理措置制度を設けるなどの法整備が必要だということで、この改正案になつておつたわけですが、そのような現状認識であります。

先ほども申しましたけれども、法務省としては、改めるべきところは改める、よりよい入管行政を目指すのだ、そういう姿勢を持って、この法案についても今後検討を進めていきたいと思っております。

先ほども申しましたように、制度全体の適正化ということには非常に重要な視点である。そういう視点を持ちながら、様々な御意見にも耳を傾けながら着実な検討を進めたい、こういうことではございません。

○階委員 是非、ここはもう一步のところだつたと思つておつたわけですね。スリーアウトルールについてどこで折り合えるかというところ、もう一步のところだつたんです。是非、ここについてはまた、我々の意見などもちよつと参考にして、よい制度にしていただければと思つた。

他方、隔たりが大きかった項目もあるんです。それは、六番目の身納収容前の司法審査、三ページ目の一番上に書いてある項目です。

これは一昨年九月の国連人権理事会恣意的拘禁作業部会というところの意見書に基づいたものでもありまして、我が方からは、外国人の収容は、弁護士等の立会いの下で対象者からの聴聞を経た上で、裁判官があらかじめ発する収容許可状、これによって行うべきだ、司法審査を経るべきだということをおっしゃるわけですね。ただ、それについてはかなり法務当局は慎重でございまして、何とか交渉の過程でぎりぎり譲ったのが右側の方の最後の一文ですね。「当該判断に当たっては、透明性を確保するための措置を講ずる。」といったようなことまでは認められたというのが我々の認識です。

ただ、やはり、第三者ではなくて、収容する入管当局が判断するということである、やはり、なお不十分ではないかということですね。これは、国際ルールにおいては、国連の部会が言っているように、司法審査、事前の司法審査というのはグローバルスタンダードということもあるようにですので、これも、我々の主張を真摯に受け止めて、これからの法改正、立案の参考にしていただければと思うのですが、大臣、いかがでしょうか。

○古川国務大臣 御指摘の収容前の司法審査ですとか収容上限の導入には、私どもとしては、これには問題があるという認識の下に、昨年の入管法改正案の中にはこれは盛り込まれておりませんでした。しかし、先ほどから申し上げておりますとおり、改めるべきところは改めよう、よりよいものにしていこう、こういう姿勢には変わりはありませんので、虚心坦懐に様々な御意見に耳を傾けながら、できるだけいいものを目指したい、この姿勢に変わりはありません。

○階委員 いや、なかなかあれですね、すごく、何か去年とは全然違う建設的な答弁が返ってくるので、鈴木さんもさつき建設的な答弁をいただいで、よかつたと思うんですけども、本場に、大臣、是非その方向でお願いします。

入管法改正案、これは本場に、余り時間をかけてはられないんですけども、抜本的なことをやるべきだ、中途半端ではなくて抜本的なことをやるべきだと我々も考えています。それで、我々も対案を用意しております。こういったことも是非、並行審議させていただければと思っております。

入管法の話はここまでにして、また前回に続いて財務省にきていただいているので、前回の質問に関連して伺いたいと思います。前回の質疑で、赤木訴訟の認諾に当たり、認諾した損害賠償請求額が妥当かどうか、その際、検討した文書が作られていないのかというふうに尋ねたところ、金額について文書で協議したかと言われると、恐らくそういうことはなかった。恐らくそういうことはなかったという回答でした。恐らくそういうことはなかったというの曖昧なこと、協議のときの文書は作っていないということ、いいのかわるか、これを端的にお答えください。

○角田政府参考人 認諾に際して財務省が作成した資料は協議した資料は第四準備書面以外にないことは、先日答弁したとおりでございます。○階委員 その第四準備書面、これを抜き出してきたものを一ページ目に掲げさせていただきました。この右側が第四準備書面の文章の部分です。当事者の表記とか、そういうところ、形式的なところは除いて、大事なところだけ抜き出したのがございます。

「第二」のところ、「請求を認諾するに至った理由」というふうにありまして、これだけが理由の部分で、ここが大事なんですけれども、読んでみても、金額が妥当なかどうかというのことは裁判上は出てきておりません。国賠法上の責任を認めるのが相当との結論に至ったと、責任を認めるのが相当ということを書いてありますけれども、責任を認めた上で、どうしてこの金額が妥当なのかということはこの書面上は出てきていない。ということは、法務省とは、一方で協議はされている、金額については協議をされているというのが前回の答弁だったわけで、金額については、この文書以外で協議をされているわけだと思っておりますよ。その協議はどのように行なったのかということをお答えいただけますか。

○角田政府参考人 この配付していただいた資料の下の方の段落ですけれども、決裁文書の改ざんという重大な行為が介在している本事業の性質などに鑑み、認諾するというのは、これは金額について妥当だという判断をしている部分でございます。○階委員 結論を聞いているんじゃないで、その金額が妥当だと判断した理由についてはどこにも書いていませんよというところを言っているわけですよ。なぜ一億七千万円が妥当なのかというの、この文章上はどこにも出てきていない。別に法務省と協議をした際に文書があるんじゃないかと、金額についてですよ。あるのかないのか、お答えください。

○角田政府参考人 金額の妥当性についての説明が問題になったとこのために、このように明示的に、本件事案の特殊性に鑑み、妥当と判断したんですというところを御説明しようということをおっしゃることでセットしたということでございます。○階委員 これだけで説明責任は果たされるというふうに考えているということですか。これだけで、法務省に金額の相談をするのに十分だったというふうには財務省としては考えているということなんですか。とてもこれで一億七千万円税金から払うことを説明するのに十分とは思えないんですよ。お答えください。

認諾に際しまして、財務省が作成し、法務省に協議した資料は第四準備書面以外にないことは先ほど答弁したとおりです。それとは別に、訴訟は長く続いておりますので、いろいろな論点はあると思います。それにつきましてどのような協議をしてきたかということ、それは国の訴訟方針が推知されるなど、今後の訴訟活動に影響を及ぼすおそれがありますので、お答えを差し控えたいと思います。

○階委員 突如として認諾されているわけだから、認諾した場合の金額の妥当性についてはそれ以前の書面なんかに出てくるわけじゃないですか。私が問題にしているのは、認諾する際の金額が妥当だったということ、法務省と協議をしたのであれば当然文書はあるはずじゃないですか。仮に協議のときに使わないとしても、さすがにこれだけで一億七千万円払えるかという話ですよ。向こうの請求額が妥当だということは、法務省に示したかどうかは別として、内部でも検討する、検討した過程を文書にする、これを作れているのが、前回お話しした、皆さんが受けているコンプライアンス研修に基づく正しい公文書作成の在り方なんじゃないですか。なぜそういう文書が一切ないんですか。

○角田政府参考人 去年、おととしの春から訴訟が続いておりますので、もちろん、いろいろな論点はあつたわけでございますけれども、その個別の論点についてどのような検討をして、あるいは資料を作成したか、しなかつたということについては申し上げることは、今後の訴訟活動に影響を及ぼすので差し控えたいと思います。

○階委員 今後の訴訟活動になぜ支障を来すんですか。なぜ作成したかどうかすら言えないんですか。意味が分からないですね。公文書作成のルールがあるわけでしょう。皆さんはコンプライアンス研修をしているわけでしょう。それに従って文書を作っているのであれば、ちゃんとこの金額が妥当かどうかについては検討した過程が文書に残っているでしょう。

いいですか。意思決定過程や事務事業の実績を合理的に跡づけ、検証することができるといふように研修資料にあるじゃないですか。

その文書を作っているかどうか、作っているんだつたらこちらに出してくださいということを書いてあるわけですか。

○角田政府参考人 お答えください。訴訟に不測の支障を生じるなどという理由は全く成り立たないです。公文書管理の問題を言っているわけですから、お答えください。

公文書管理法や財務省行政文書管理規則に基づきまして、財務省の意思決定過程や事務及び事業の実績を合理的に跡づけ、また検証できるように文書を作成して保存しているところでございます。

本件訴訟における認諾に際しましては、財務省が作成して財務省に協議した資料として、被告国第四準備書面を作成したところですが、財務省としては、当該準備書面をもって財務省における意思決定過程や事務事業の実績を合理的に跡づけていると考えておるところでございます。

○階委員 あきれますね。これでなぜ合理的に跡づけ、検証することができるとですか。

そもそも、一億七百万円、妥当じゃないという見方もこの委員会です示されているわけですよ。国民の代表から成る国会の場でそういう疑問が呈せられてはいるわけですよ。でも、皆さんは、この書面だけで妥当だということを書きわけですか。おかしいでしょう。

その一億七百万円、一般的な相場からすると不当に高いのではないかと疑問が呈せられているんだけれども、それに対する反論はこれ以外にないということですか。お答えください。

○角田政府参考人 それは金額の妥当性についてのお尋ねだと思えますけれども、こういうことで私どもは妥当だと判断しているところでございませぬ。

○階委員 ちょっと、財務大臣、とんでもないと思うんです。こういう、国が裁判の当事者になって、争わないでお金をそのまま払ってしまう。払うのであれば、その金額は妥当なのかどうか、国民の税金を払うわけですから、ちゃんと後

で検証できるように文書を作らなくちゃいけない。これは当然のことだと思わぬです。

財務省としても、相談を受けたのであれば、そういうことを財務省にも求めると思わぬです。何で一億七百万円で認諾するんですか、その根拠はどうなっているんですかということ、相談を受ければ、当然そういうことを求めると思わぬですが、財務省もそういうことはやらないんですか。

○古川国務大臣 まず、請求の認諾ということについては、訴訟進行に当たっては、関係省庁との間で訴訟方針等に関し協議、検討を行うなどして適切に対応しているところでございますけれども、個別の訴訟における、国の訴訟進行に関わる事柄であり、通例はお答えを差し控えているところでございますが、今委員が御指摘になっているこの認諾の件については、鈴木財務大臣が国会等で答弁されていることを踏まえまして、あえて申し上げさせていただきます。

これは、原告の請求を認諾することについては、第四準備書面を提出することについては、この書面を用いて財務省と協議を行ったものと承知しております。

その上で、今御指摘の件ですけれども、金額の妥当性については、裁判所に提出をしました被告国第四準備書面以外の財務省との協議に関する文書作成の有無につきましては、お答えを差し控させていただきます。

○階委員 肝腎のところを差し控えられても困るんですけれども、これは、あつたかなくなつたかということも答えられないんですか。これは普通あるでしょう。じゃなければ、協議を求められた財務省としても、まともにアドバイスできないじゃないですか。当たり前ですよ。これは、また隠蔽とかいふ話になつてしまつたらどうも嫌いです。理財局長、また隠蔽ということになつたらどうも嫌いです。

まず、理財局長に聞く前に、財務大臣にもう一回聞きます。そういう金額の妥当性について、相談を受ける際に文書はあつたのかなかつたのか、

それについてお答えください。

○古川国務大臣 裁判所に提出しました被告国第四準備書面以外の財務省との協議に関する文書作成の有無につきましては、お答えを差し控えます。

御質問は、個別の訴訟における、国の訴訟進行に関わる事柄でありまして、そのように控えさせていただきます。

○階委員 訴訟に関する文書であるのは、これは当然だと思わぬですが、一方で、我々は国政調査権を持つていて、当然、税金の使い方が妥当かどうかチェックする使命を持っているわけですよ。それに基づいて、金額が妥当なのかどうか、妥当だとするのであれば、それを合理的に説明する文書は当然あるでしょうということを書いているわけですよ。その文書は訴訟進行に関係なく出せるでしょうと言っています。出していただけませんか。

○古川国務大臣 裁判所に提出しました被告国第四準備書面以外の財務省との協議に関する文書作成の有無は、公開の法廷に表れていない国内部における検討過程に関するものでございます。国を当事者とする訴訟における財務大臣は国を代表する立場とされておりまして、そのような立場で、関係省庁との間でいかなる協議が行われ、その協議に関わる文書作成の有無などといった公開の法廷に表れていない事柄の詳細をつまびらかにすれば、関係省庁との間の信頼関係が害され、今後提訴され得る訴訟において関係省庁との率直な意見交換が困難になるなど、将来における国の訴訟活動にも影響を及ぼしかねません。

よつて、御質問については、お答えを差し控させていただきます。

○階委員 財務大臣、それは一般論としては正しいことなんだと思わぬです。ただ、ここで問題になっているのは財務省理財局が文書を作っているかどうかです。彼らはつとつそをついていたんですよ。私も聞きました。森友学園との交渉記録はあるだろう、当然、将来損害賠償の請求のリスクがあるんだから文書はあるだろうと、ずっと当時の理財局長にも尋ねていたんですよ。ところが、国会の中でも外でも、ないないと言いつついたんですよ。ところが、実際はあつた。改ざんまでしていた。こういう人たちですよ。だからこそ、信用できないから、財務大臣に聞かざるを得ないんですよ。法の支配を貫徹する、そして国民に対して説明責任を果たすということが、全く財務省が怠ってきたし、また今ここで虚偽答弁している疑いも出ています。私は思っています。

そこで、財務大臣には、一般論を超えて、こういう大事な問題について、金額の妥当性、この文書は絶対にあるはずだと思わぬですが、どうですか、お答えいただけませんか。

○古川国務大臣 先ほどから申し上げておりますとおり、お答えを差し控させていただきます。

○階委員 これはとんでもないです。理財局長は、何だつたんですか。あの反省はどこに行つたんですか。まず、文書を作つたかどうか明らかにできないやつ、普通にこのコンプライアンスを守つていたら、作つたと胸を張つて言えるはずじゃないですか。

守つていない、守つていない可能性もあるというふうには受け止めていいですか、理財局長。

○角田政府参考人 繰り返しになりますけれども、公文書管理規則に基づいてちゃんと保存すべきものは保存しなければいけないということは今十分認識しております。

今回の第四準備書面ですけれども、本来でしたら、そこいらいろいろ理由を書くというふうな書面ではなくて、単に認諾する書面である。それを残すために、文書管理規則のつとつてそれを残すために、準備書面という形で作成をさせていただいたということでございます。

○階委員 全く納得できないんですよ。これだけで一億七百万円認諾するんですよ。裁判所に出すのは、こういう記述になるのは、私も弁護士だから分かりますよ。結論だけ出すというのは分

かるんだけれども、でも、内部で検討するとき、一億七百万円の根拠はちゃんと残しているでしょう、検討の過程、それを作らなかつたら公文書管理法に違反じゃないですか。

作ってないと言いつつ切れますか。作ってなくて、それで公文書管理法違反ではないと言いつつ切れますか。

○角田政府参考人 訴訟のプロセスの中では、まさにその金額について争うかどうかということもあるわけですよね。ですから、いろいろなプロセスの中でいろいろなことを考えたりはもちろんです。そういうものではないと思っておりますので、私もとしては、作成の有無を含めて、今後の訴訟に影響があるので、お答えを差し控えてさせていただきます。○鈴木委員長 御静粛にお願いたします。

○階委員 ちよつと答弁が変わりました。さっきまでは第四準備書面しかないと言いつつ切りましたよね。今、訴訟のプロセスの中でいろいろなのは作っているけれども、開示できない、作っている可能性があつても開示できないという話になりましたよ。認諾の金額については、第四準備書面しかないと言いつつ切りましたよね。そうじゃないということですね、じゃ。

○角田政府参考人 先ほど、認諾に際して財務省が作成して法務省に協議した資料は第四準備書面以外にないことは先日答弁したとおりであると申し上げました。これはそのとおりでございます。

○階委員 その後、聞いたのは、協議に使ったかどうかはともかく、財務省の内部で作ったんじゃないですかということをやつたわけですよ。それについてでもないと言いませんでしたか。

○角田政府参考人 そのような点について、作成した、しないということをつまびらかにすることは、今後の訴訟に影響を与えるので差し控えてさせていただきますということを申し上げたと思えます。

○階委員 結局、作つた可能性はあるということですよ。これは大事な話ですよ。一億七百万円、本当に妥当な金額だったらその根拠を示せばいい。もし妥当でない金額で認諾したということなら、これはまた、訴訟を途中で終わらせて真相を隠蔽するために、一億七百万、不当だけれども、不当に高いけれども認諾したということ、これも大問題。

早急に、検討したときの文書、出してくださいよ。この間も言つたけれども、絶対これはあるはずですよ。あるはずですから、出してください。改めて、理事会での協議を求めます。

○鈴木委員長 いただいた件につきまして、理事会にて協議いたします。

○階委員 質疑時間が終わりましたので、終了します。

○鈴木委員長 次に、本村伸子君。

○本村委員 日本共産党の本村伸子でございます。同性婚について質問をさせていただきます。

今日は、この国会内で第四回マリフォー国会が開催されました。そして、東京レインボープライドも始まりました。自らの性をどう認識し、どんな性的指向を持つかは人によつて違い、多様な生き方を認めることは個人の尊重の観点から重要です。そして、いつ、誰と、結婚するかしないか、性的指向にかかわらず、人生の選択はひとしく開かれなければならないものです。

現行法では同性婚は認められていないというところで、同性のカップルの方は互いに法定相続人にはならず、パートナーが手術を受ける際の同意の手続も関与できない、あるいは外国人のパートナーの方が国外退去と、多くの社会生活上の不利益を受けております。

今各地で、結婚の自由を全ての人に訴えが提起をされております。同性婚ができないのは、婚姻の自由や法の下の平等に反すると訴えておられる。与党の方が真剣にこれを聞いてくれないと

いうことを大変残念に思います。同性婚ができないのは、婚姻の自由や法の下の平等に反すると訴えられ、そして、札幌地裁の判決では、同性カップルが婚姻することができず、婚姻によつて生じる法的効果を受受できないのは、性的指向、性愛の対象に基づく区別であり、性的指向は、性別、人種などと同様に人の意思によつて選択、変更できないものであるから、真にやむを得ない区別でなければ、憲法十四条一項に違反すると判断をいたしました。

今、政府や、あるいは立法府の責任が問われているというふうに思います。全国で裁判がやられる主張に私は大変驚きました。婚姻制度の目的は自然生殖の保護にあるというんです。

改めて確認をいたしますけれども、大臣、婚姻は生殖と関係しなくても当然いだと思いますよ。○古川国務大臣 お答えいたします。

憲法上、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立することとされておりましたが、これを受けて、民法においても、婚姻は男女間においてされることと想定されております。それは、婚姻制度の趣旨が、一般に、夫婦がその間に生まれた子供を産み育てながら共同生活を送るという関係に着目して、これを保護の対象にしたものと言われていることによるものです。

もつとも、婚姻関係のように、家族法における基本的な制度については、その目的もある程度抽象的、定型的に捉えざるを得ず、また、制度を利用することができるか否かの基準は明確である必要があり、また、男女間であればよいこととしております。このため、子供を持つ予定のない男女の婚姻の場合であっても婚姻による保護の対象に含まれることになりません。

○本村委員 憲法の問題をおっしゃいましたけれども、憲法二十四条は、婚姻が両性の合意のみに基づくと書かれています。それはなぜかといますと、当事者が望む婚姻を戸主の同意権などによつて制約されないという、封建的な在り方をな

くす趣旨で書かれているのでございます。ですから、憲法学者の皆さんも、この憲法二十四条は同性婚を許容していると言つておられるわけでございます。そして、生物学的な意味の性には例外も多く含む、不安定な基準であるということも明らかになっております。

なぜ国が、婚姻制度の目的は自然生殖の保護であるというふうな、それが伝統なんだということを持ち出すのか、何で人権が保障されていない時代の伝統、慣習、そういうことを持ち出すのかということで大変憤りを持っております。

国の主張の中でもう一つ、同性婚は、社会的な承認が存在しているとは言いがたいというふうにあります。社会的承認とは何ですか。どうしたら同性婚を認めることができるのでしょうか。どういふ基準であれば社会的承認があると言えるのでしょうか。大臣、お答えください。

○古川国務大臣 お答えいたします。同性婚制度を導入すべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、国民各層の意見を踏まえる必要があると考えておりました。御指摘の点につきましては、事柄の性質上、一概にお答えすることは困難であります。

まずは、引き続き、国会における議論や自治体の取組等の動向を注視してまいりたいと存じます。

○本村委員 そんな、明確な、はっきり答えることができない基準を持ち出さないでいただきたいと思うんですね、訴訟で。

そもそも、差別に苦しむ方々の人権救済、人権保障に社会的承認を持ち出すことがおかしいというふうには私は思っております。また、国が結婚という制度から同性カップルを排除しているから、異性カップルと同等だという承認が得られないんです。国の責任が大きいわけですね。

そして、昨年三月の朝日新聞の世論調査、同性婚を認めるべきというふうにお答えになっている方は六五％です。そして、十八歳から二十九歳の若い世代でいいますと、八六％が同性婚を認める